

## 水路蓋架設申請書

令和 年 月 日

筑後川土地改良区

理事長 \_\_\_\_\_ 殿

申請人住所 \_\_\_\_\_

申請人氏名 \_\_\_\_\_ (印)

電話番号 \_\_\_\_\_

下記により、貴土地改良区管理の水路に蓋架設をしたいので御同意願います。

架設目的	
架設場所	
架設面積	幅員          m × 延長          m =          m <sup>2</sup>
使用期間	令和 年 月 日から、放棄もしくは解約までの期間とする。
使用料	※水路施設一部負担金並びに水路蓋架設使用料徴収規程による。 使用面積( _____ m <sup>2</sup> ) × 使用料( _____ 円) = _____ 円
添付書類	見取図・字図・構造図
許可条件	誓約書(裏面)のとおり

上記申請について同意する。

関係地区総代 \_\_\_\_\_ (印)関係地区役員 \_\_\_\_\_ (印)

令和 年 月 日

筑後川土地改良区

理事長 \_\_\_\_\_ (印)

## 誓約書

- 一. 蓋架設の延長は、1ヶ所あたり一般生活用は6m、営業用は10mを限度とする。
- 二. 蓋は、人力で取り外しのできる形式とする。
- 三. 蓋架設部分の水路は、申請人が改良したのち架設しなければならない。
- 四. 蓋架設箇所が通水に支障を生じた場合及び浚渫等の責任は、申請者の負担とする。
- 五. 農耕の目的及び公共通路と見なす水路蓋の架設使用料は、免除する。
- 六. 申請人が譲渡又は転売等によりその使用が変更されたときは、自動的に消滅し使用期間内といえども放棄するものとする。
- 七. 申請者は、前条の各事項の確約により使用するときは、土地改良区に対し使用料を支払うものとする。
- 八. 契約期間については、申請者に於いて放棄もしくは解約までの期間とする。

上記のとおり誓約いたします。

令和 年 月 日

申請人住所 \_\_\_\_\_

申請人氏名 \_\_\_\_\_ (印)